

第33回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日 時】平成30年6月27日(水)午後1時30分開会

【委 員】溝口委員長、林副委員長、池辺委員、貫野委員、野田委員、森下委員、草刈委員

【職 員】松下事務局長、丸山次長、近藤次長補佐 日出山次長補佐

〔協議事項〕

1 今後の議会改革について

・会派持帰り分

議員研修に関する内容を議会基本条例に追記する（案）

確認事項

① 第27条：能力「と議員の資質向上」を図るための文言追加

② 「議員に対し（一期目に限らず）」を「全議員に対し」の認識に

委 員：条例と運用基準をセットで上げていくべきではないか。

委員長：条例と運用基準をセットで考える。

委 員：②については誰がどのようにするのか。

また、全議員で研修を受けるというよりは、全議員で確認することが大事と考える。

委 員：資質向上を入れる必要はないのではないか。

あわせて全議員の部分については運用基準に入れてはどうか。

委員長：どうしていくのかも合わせて運用基準の中に入れる。

委 員：委員間討議等にもつながっていくと考える事から、議員全員の資質向上を入れるべきと考える。

委 員：資質向上の部分は議会基本条例第3条第4項に明記されているので、研修の中に入れる必要はないのではないか。

委員長：研修の方向性にもよる。

政策を仕上げていくための研修にするのかどうかで、大東市では毎月研修をしている。研修 자체を広くとらえるのか、資質向上だけにとらえるかどうか。

委 員：基本条例に様々な文言を付け加える必要はないと考える。

委員長：議員互助会で実施している研修があることから、明記し広く発信していくべきと考える。

・運用基準について

委員長：運用基準のたたき台の作成することを提案。

委 員：運用基準の中で資質向上を入れるのか入れないのか整合性
を図る必要がある。

※運用基準のたたき台作成する。

委員間討議について（案）

委 員：委員間討議の申し入れが2日前となっているが、委員会協議
会が説明の場であることも考えて、開催日当日まで申入れ可
能にするべき。

委 員：委員間討議が開かれるのは、委員会付託があった時と考え、
委員会付託が決まった時に委員間討議の申入れができるよう
にするのはどうか。

委員長：委員間討議はそのタイミングで実施するものである実効性
のあるものにしていきたい事から、柔軟な対応ができるよう
にしたい。

委 員：実施するのは賛成、あとは方法論。

委 員：設定しても実効性のあるものにつながるのか疑問が残る。

委員長：議論する場の提供のための取組である。

 申し出のタイミングが大きなポイントである

委 員：申し出は当日まで、なおかつ申出書は簡単なもので。

委 員：とりあえず設定しておけば柔軟な対応ができると考える。

委員長：実施申し出書（案）のなかに「目的」「具体的な論点」が
あるがいかがなものか。

※当日申し入れ可能の方向性と、申し出書の簡素化を図る
ことを委員長が準備することで合意

・請願陳情者の意見陳述について

（事務局から6月定例のスケジュールに合わせた具体例の説明）

委員長：議運の開催15日前締切りという点が気になる。

 このタイムスケジュールでは、申込みしてから日が空きす
ぎている。

 議長受理の時点で議運に諮るか諮らないかを判断するもの
と、議運で諮るものとわかれれる事が想定される。

委員長：議運で諮るものと議長が判断した場合、議運開催前に議運委員長と相談のうえ、許可・不許可の判断ができるようになる方がいいのではないか。

その事にあわせて、陳述は定例会前の議運にて実施していくようにすればどうか。

また、議運の正・副委員長が協議のうえ、常任委員会での陳述も可能にしていくべきと考える。

※フローを作成し、議事録配布時に作成したフロー図を添付するので、次回も継続協議。

委 員：参考として意見書の受付と流れを確認。

事務局：受付は議運の前日の17時まで

2 その他

委員長から

早稲田大学マニュフェスト調査で議会改革度調査ランキングが前回276位から2017年は90位と報告。

(議会改革検討協議会の先進市視察について)

委員長：大東市議会を調べると、「子供子育て議会の開催」があり、平日の夜に意見交換会を実施。

「日曜議会」の実施しており、3月議会にて施政方針に対する代表質問や議場コンサートも実施。

議員研修会（基本は職員が講師）も実施。

柏原市議会は議会改革度ランキング 48 位。

※視察先は大阪府議会（高校出前講座、次世代への取組について）で内定。

第3回定例会終了以降で日程調整をする。

全議員対象に実施することで確認。

次回開催

7月31日（火）15：30～

泉大津市議会に陳情（要望）を提出された状況について（平成29年度）

受理月	陳情内容	処理
平成29年5月	意見書採択に関する陳情	議会運営委員会で検討
平成29年8月	意見書採択に関する陳情	議会運営委員会で検討
平成29年8月	市有地使用に関する陳情	議長受理
平成29年8月	その他	議長受理
平成29年9月	施設設置に関する要望	議長受理（全議員に要望書写しを配布）
平成29年9月	意見書採択に関する陳情	議会運営委員会で検討
平成29年11月	意見書採択に関する陳情	議会運営委員会で検討
平成30年2月	意見書採択に関する陳情	議会運営委員会で検討
平成30年2月	意見書採択に関する陳情	議会運営委員会で検討
平成30年3月	意見書採択に関する陳情	議会運営委員会で検討
平成30年3月	その他	議長受理

3. 陳情の取り扱いについて

取手市議会では、提出された陳情のうち議長が必要かつ適當と認めるものについては、請願書と同様、議会の議題となり、審査の対象となります。なお、以下に掲げる陳情は、審査の対象とせず、議場内配付または議長受付の扱いを基本としております。これらにつきましては、議長は議会運営委員会に諮詢し、その取り扱いを決定しております。

- ・法令違反、違反行為を求めるもの等公の秩序に反するもの
- ・特定の個人や団体を誹謗中傷し、またはその名誉をき損するもの
- ・係争中の裁判事件、異議申し立て等に属するもの
- ・市職員に対して、懲戒、分限等の処分を求めるもの
- ・趣旨、理由等が不明確で判然としないもの
- ・私人間の争いに関するもので、当事者が自主的に解決すべきもの
- ・市内に住所を有しない者が郵送により提出したもの
- ・その他議会の審査になじまないもの

4. 提出者の意見陳述制度について

取手市議会では、議会基本条例に基づき、議題となった請願・陳情の提出者から発言の申し出があったときは、原則、委員会において提出者代表（1名）の意見陳述の機会を設けています。

委員会で意見陳述を希望する場合は、請願・陳情の提出時から委員会で請願・陳情の質疑が終了する前までに議会事務局職員に申し出てください。

なお、発言に際しては、発言時間と発言内容の制限、発言者の氏名を委員会の記録に載せること等に同意していただいた上で発言を申し出ることを旨とした申出書にご署名いただきます。

※ご不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。

取手市議会事務局

所 在 地 〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地

電 話 0297-74-2141 (内線 1801・1802)

ファクス 0297-74-1990

e メール gikai@city.toride.ibaraki.jp

請願、陳情者の意見陳述について 先進市の事例

堺市

陳述の申出〆切 初本会議の 15 日前
提出時に意見陳述の意向確認を行い、希望の場合は、申し出書にて受付
(決議要請の請願・陳情は除く)
この時点での請願、陳情には締切日があるので、要望に切り替えることがある。



決定方法

請願、陳述の内容はどの委員会に関係するかにより議会運営委員会及び関係常任委員会の終了後に 意見陳述の許可・不許可を協議し決定。
傍聴は可能、ただし、インターネット中継は行わない



決定通知

委員会における意見陳述の許可を・不許可の決定を速やかに申し出のあった請願陳述者に知らせる。
※意見陳述の申請は、不許可はあまりないとのこと。



意見陳述の開催

各常任委員会、最終議会運営委員会で行う。

意見陳述者席を設置の上、請願意見陳述審査前に意見陳述を実施。

意見陳述開始前に委員長の判断の上、陳述者に知らせる。

陳述者 2 名まで、

多数の場合は、くじで行う。

1 件当たり 3 分以内。(氏名・住所団体名は含まない)

質疑はできない。

資料配布可 パネルスクリーン使用不可。

意見陳述者の守るべき事項及び違反対する措置を設置している。

理事者は出席しない。

意見陳述の記録は議事録に全文記録。

問題が生じた場合は、その都度議会運営委員会において協議する。

会津若松市

陳述の申出〆切 定例会召集日の3日前

提出時に陳述者の説明の機会を設けているので、
陳述者に内容の説明を求めることがある旨を伝える。
必ず、説明するのではなく、「説明を求める」となっている。



議長が受理



本会議に上程



所管の委員会に付託・審査



本会議で表決



採択または不採択



採択されたものを市長や関係機関に送付

泉大津市で請願・陳情の意見陳述を議会運営委員会が審査する場合（例）

平成30年第2回定例会日程（案1）

月日	曜日	会議名等	
5/28	月		1 5/28 審査の決定を 議会運営委員会とした場合 請願・陳情の申出〆切 議運開催の15日前（土日を除く）
29	火		
30	水		
31	木		
6/1	金	厚生文教常任委員会案件説明 10.-	2 6/1 議長が取扱いを決定する。 審査する委員会として、議会運営委員会を 諮詢する。 議長が議運で審査すると決めた陳情 については、議運の10日前 意見陳述できる旨を申出者に送付し、 意見陳述の希望の有無を確認する。 申出〆切 議運の3日前まで
2	土		
3	日		
4	月	総務都市常任委員会案件説明 10.-	
5	火		
6	水		
7	木		
8	金	厚生文教常任委員会協議会 10.-	3 6/4 意見陳述の有無を通知
9	土		
10	日		
11	月	総務都市常任委員会協議会 10.-	
12	火		4 6/13 陳述希望〆切。
13	水	【一般質問〆切日】 10.- 抽選	5 6/14～ 資料コピー準備。
14	木		
15	金		6 6/18 議会運営委員の終了後に ①意見陳述の許可・不許可を協議し決定。 ②申し出のあった陳述者に結果を連絡する。
16	土		
17	日		
18	月	議会運営委員会 10.-	
19	火		
20	水	市議会第2回定例会(1日) 10.-	
21	木	市議会第2回定例会(2日) 10.-	
22	金	市議会第2回定例会(予備日) 10.-	7 6/22 予備日終了後に ①議会運営委員で許可された意見陳述者 が意見陳述をする。
23	土		
24	日		
25	月	常任委員会審査	
26	火		
27	水		8 6/28 陳情者の回答及び上程するか決定
28	木	議会運営委員会 10.-	
29	金	市議会第2回定例会(最終日) 10.-	

